

産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－ 審査基準

産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－の審査は、ものづくり技術者育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）が、この審査基準に従い行うものとする。

1. 書類審査

推進委員会は、「産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－申請書」について、「産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－審査要項」（以下「審査要項」という。）中、「Ⅲ 審査方針」の各項目に留意して、「評価書」を作成し、表1に示す区分により、個別に書類審査を行う。当該審査の結果をもとに、推進委員会の合議によって、表2に示す区分により、面接審査の対象となるプロジェクトを決定する。

表1

区 分	評 価
4	このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。
3	このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。
2	このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。
1	このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。

表2

区 分	評 価
A	面接審査を実施する。
B	面接審査を実施しない。

2. 面接審査

推進委員会は、「産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—面接審査実施要項」に従って面接審査を行い、表3に示す区分により評価を行う。

表3

区 分	評 価
4	このプロジェクトは、審査要項に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。
3	このプロジェクトは、審査要項に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。
2	このプロジェクトは、審査要項に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。
1	このプロジェクトは、審査要項に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。

3. プロジェクトの選定

推進委員会は、面接審査の結果をもとに、合議によって表4に示す区分により総合評価を行い、選定すべきプロジェクトの決定を行う。なお、区分Bの「余裕があれば選定する」との評価となったプロジェクトについては、推進委員会委員長が予算の執行状況を踏まえ選定について決定する。

表4

区 分	評 価
A	選定する。
B	余裕があれば選定する。
C	選定しない。